

令和5年度

奥会津地域活性化事業イベント開催業務委託

公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

奥会津地域活性化事業イベント開催業務の受託者を選定するために実施する公募型プロポーザル（以下、「本プロポーザル」という。）に関して、必要な事項を定める。

## 2 事業の目的

奥会津においては、1970年をピークに人口減少が続いていることに加えて、新型コロナの影響で奥会津の産品をPRするリアルイベントが見送り・縮小され、観光入り込み客数が落ち込んでいる。また、県内でも特に高齢化率が高いことから、地域に若者を呼び込み活性化させるイベント（起爆剤）が求められている。

2022年の只見線再開通により奥会津が注目されているタイミングで、魅力的な産品や、地域に根付く伝統的工芸品などの地域の強みを活かして、地域経済の活性化を図る。

## 3 業務の概要

- (1) 発注者 只見川電源流域振興協議会
- (2) 業務名 奥会津地域活性化事業イベント開催業務
- (3) 業務内容 別添「仕様書」のとおり
- (4) 履行期限 契約締結日から10月31日まで
- (5) 委託上限額 金10,000千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

## 4 公募スケジュール（予定）

- |                     |                      |
|---------------------|----------------------|
| (1) 公募開始            | 令和5年5月31日（水）         |
| (2) 質問書の受付期間        | 令和5年5月31日（水）～6月9日（金） |
| (3) 質問に対する回答        | 令和5年6月12日（月）※予定      |
| (4) 参加申込書及び企画提案書の提出 | 令和5年6月16日（金）17時必着    |
| (5) 審査結果の通知及び契約締結   | 令和5年6月26日（月）以降       |

## 5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 日本国内に本店、支店、営業所などの拠点を持つこと。
- (2) 地方税、国税などを滞納していないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項のいずれの規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立て中又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立て中でないこと。
- (6) 参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に、国又は地方公共団体などから指名停止を受けている期間でないこと。
- (7) 福島県暴力団排除条例（平成23年条例第51号）第2条に該当する者ではないこと。

## 6 参加申込及び企画提案の方法

本プロポーザルに参加する者は、以下の方法により参加申込などを行うこと。

- (1) 参加申込書などの提出

①提出期限までに以下の書類を持参または郵送（簡易書留又は配達証明付き一般書留に限る。）により提出すること。

なお、様式は当協議会ホームページからダウンロードすること。

ア「参加申込書」 1部（様式1）

イ「会社（団体）概要書」 8部（様式2）

ウ「業務受託実績書」 8部（様式3）

業務受託実績について3件以内を記載し、その実績が確認できる資料（記録誌やその目次など）を1部提出すること。

エ「業務実施体制」 8部（様式4）

契約締結後における業務の実施体制及び業務従事者の情報（予定）について記載すること。

オ「企画提案書」 8部（様式任意）

カ「業務工程表」 8部（様式任意）

ク「参考見積書」 8部（様式任意）

\*イ及びウ並びにエについては、様式に掲げる項目内容が記載された既成資料での提出を可とする。

②企画提案に係る一切の経費については、提案者の負担とする。

③提出された企画提案書などは、返却しないこととする。

(2) 仕様書に記載されている事項以外で、事業の趣旨や目的に沿うものであって、予算の範囲内であれば加えて提案することは可とする。

(3) 質問書（様式5）の受付

①本プロポーザルに関する質問は、趣旨を簡潔にまとめ電子メールにより提出すること。

②質問への回答は、電子メールにより回答を送付するとともに、只見川電源流域振興協議会ホームページに掲載する。なお、質問の趣旨や内容が不明確なものについては、回答しない場合がある。

## 7 選定方法

提出された企画提案書等の**書面審査**を行い、委託候補者を選定する。（プレゼンテーションは実施しない。）審査委員会での最も高い評価となった提案者を受託候補者として選定する。

また、提案者が1者の場合は、その内容が審査基準（全委員の平均得点が60点以上）を満たす場合のみ当該提案者を受託候補者として選定する。

(1) 企画提案書等により書面審査を行い、受託候補者の選定を行う。

(2) 審査の結果は、提案者全員に電子メールにより通知する。

(3) 提出書類に重大な不備又は虚偽の記載があった場合はその提案及び、審査結果を無効とする。

## 8 審査基準

以下の点を基準により総合的に審査する。配点は別紙1「企画提案の評価基準」のとおり

(1) 全体の評価

①仕様書を的確に踏まえ、事業を効果的・効率的に実現するための提案がされているか。

②実施方法等が具体的で、実現性があるか。

③来年度以降の事業の展開について、効果的な提案を期待できるか。

④本業務と同種・類似業務の実績があるか。

⑤提案に対して、見積額が適切であるか。

## (2) 全体企画

- ①事業内容及び奥会津地域に関する理解・知識が十分にあり、事業の目的に結びつく提案となっているか。
- ②提案者独自のノウハウや知識・経験を活かした創意工夫が見られ、具体的かつ実現可能な提案となっているか。

## (3) 運営・会場設営

- ①来場者の安全確保や導線に配慮した運営計画となっているか。
- ②会場設営における必要な物品の手配等を行い、安全で効率的な運営計画となっているか。

## (4) 広報

- ①事業目的を踏まえた、具体的で実現性のある広報計画となっているか。
- ②提案者独自のノウハウや知識・経験を活かした創意工夫が見られ、効果が期待できる内容となっているか。

## (5) 業務実施

- ①業務内容に応じた適正な実施体制（責任者、人員、役割分担等）となっており、業務を確実に遂行することができるか。
- ②工程ごとに妥当な進め方や業務内容となっており、業務完了に至るまでの過程が明確に説明されているか。

## 9 契約

### (1) 受託者の決定

受託候補者と仕様及びに委託料など詳細について協議の上、受託者として決定する。ただし、受託候補者との協議が整わない場合は、契約の採択に至らない場合がある。

### (2) 契約の締結

上記(1)で決定した受託者は、契約に必要な書類を作成し、当協議会と協議の上、速やかに手続きを進めるものとする。

なお、本業務の目的達成のために必要な範囲内で、業務を追加、変更することができる。この場合、委託予算額上限を限度として、受託者と契約内容及び契約額などを調整できるものとする。

## 10 各書類の提出先・問合せ先

担当 只見川電源流域振興協議会 鈴木徹

住所 〒968-0006 福島県大沼郡金山町大字中川字上居平933番地

電話 0241-42-7125

FAX 0241-42-7127

メール [tdrsk@okuaizu.net](mailto:tdrsk@okuaizu.net)

(別紙1)

## 奥会津地域活性化事業イベント開催業務委託 企画提案の評価基準

評価項目	評価内容		配点
全体の評価	企画提案の的確性	仕様書を的確に踏まえ、事業を効果的・効率的に実現するための提案がされているか。	10点
	提案内容の具体性	実施方法等が具体的で、実現性があるか。	5点
	来年度以降の展望	来年度以降の事業の展開について、効果的な提案を期待できるか。	5点
	業務実績	本業務と同種・類似業務の実績があるか。	5点
	価格点	提案に対して、見積額が適切であるか。	5点
全体企画	的確性	事業内容及び奥会津地域に関する理解・知識が十分にあり、事業の目的に結びつく提案となっているか。	10点
	独創性	提案者独自のノウハウや知識・経験を活かした創意工夫が見られ、具体的かつ実現可能な提案となっているか。	10点
運営・会場設営	安全性	来場者の安全確保や導線に配慮した運営計画となっているか。	10点
	的確性	会場設営における必要な物品の手配等を行い、安全で効率的な運営計画となっているか。	10点
広報	実現性	事業目的を踏まえた、具体的で実現性のある広報計画となっているか。	10点
	独創性	提案者独自のノウハウや知識・経験を活かした創意工夫が見られ、効果が期待できる内容となっているか。	10点
業務実施	人員体制	業務内容に応じた適正な実施体制（責任者、人員、役割分担等）となっており、業務を確実に遂行することができるか。	5点
	工程	工程ごとに適切な進め方や業務内容となっており、業務完了に至るまでの過程が明確に説明されているか。	5点
合計			100点

【配点基準】各項目について、下表の5段階で評価する。

極めて優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
5	4	3	2	1